

大阪市行政財産使用許可書

大阪市指令大阪港施第 号
令和 年 月 日

使用者 住所
氏名 様

大阪市長 横山 英幸
大阪港湾局計画整備部施設管理課(緑地管理)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった大阪港湾局管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所 在 大阪市港区海岸通 1 丁目 105 番 5 地内及び地先
名 称 中央突堤臨港緑地(緑地予定地)
面積 m²
使用部分 詳細別図のとおり

(用 途)

第 2 条 使用者は、前記の物件を の用に供するものとする。

(使用期間)

第 3 条 使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前 30 日までに申請しなければならない。

(使用料等)

第 4 条 使用料及び保証金は免除する。

(経費の負担)

第 5 条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を本市の指定する期日までに納入しなければならない。

(使用上の制限)

第6条 使用者は、使用物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 使用者は、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第7条 使用者は、使用物件を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

(1) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合

(2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき

(3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき

(4) 本市と使用者が令和 年 月 日付けで締結した『『空飛ぶクルマ』会場外ポート事業に関する協定書』が解除されたとき

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。

(1) 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

(2) 大阪市暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

3 前2項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第9条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は異議を申立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第12条 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に

関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(その他)

第14条 本件地の地下部分には、臨港道路のトンネル躯体施設があることから、別途申請する道路占用許可の許可条件を、遵守すること。

- ・基礎杭の施工については、原則禁止とする。
- ・掘削を行う場合は、トンネル躯体への影響を確認するため詳細な資料を提出し、当局の許可を得ること。
- ・施工前においてはトンネル躯体との土被りが最も浅い箇所及び最も深い箇所の確認計測を行い土被りを確認すること。
- ・募集要項に記載の荷重制限を遵守すること。
- ・募集要項及び本許可条件に定めのない事項については、必要に応じて当局と協議し定めるものとする。

(不服申立ての教示)

- 1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。